

香川県外で定期予防接種を希望される方へ

県外への里帰り出産や県外施設への入所等 やむを得ない事由により、委託医療機関以外（香川県外）の医療機関で定期予防接種を希望される方に対し、綾川町の定める金額を上限として償還払いにて助成（払い戻し）を行います。事前に申請が必要です。

【対象となる予防接種】 予防接種法に基づく定期予防接種

- | | | |
|---------------|----------|-------------------|
| ① ヒブ | ⑤ 麻しん風しん | ⑨ 子宮頸がん |
| ② 小児用肺炎球菌 | ⑥ 水痘 | ⑩ 高齢者用肺炎球菌 |
| ③ 四種混合、不活化ポリオ | ⑦ 日本脳炎 | ⑪ 高齢者インフルエンザ |
| ④ 二種混合 | ⑧ BCG | ⑫ B型肝炎（小児）28年10月～ |

【対象の人】

綾川町に住所があり、次の各号のいずれかに該当する人

ただし、対象者が未成年または成年被後見人である場合は、対象者の親権を行う人、後见人またはこれに準ずる人で、現に対象者を監護する人

- (1) 母親の里帰り出産等で、県外に事実上居住する場合
- (2) 県外の施設に入所している場合
- (3) その他町長が認める場合

【申請方法】

接種前

- 申請窓口（下記）に『予防接種実施依頼書交付申請書』を提出して下さい。

「予防接種実施依頼書交付申請書」（様式第1号）

※事前に申し出のない場合は、助成の対象になりません。



綾川町より「予防接種実施依頼書」交付

- 綾川町から交付された「予防接種実施依頼書」を医療機関に提出し、接種して下さい。

接種

接種後



- 申請窓口にて下記の書類を提出して下さい。

提出書類

※申請受付は、**接種日の翌日から起算して1年以内**です。

- (1) 予防接種費償還払申請書兼請求書（様式第3号）
- (2) 接種した医療機関等の領収書の原本（受けた各予防接種の費用がわかるもの）
- (3) 予防接種の記録が記載されているもの（母子健康手帳、予防接種済証等）
- (4) 予診票の原本またはその写し
- (5) 通帳またはキャッシュカードのコピー
- (6) その他、町長が必要と認める書類

- 提出後、助成が認められた場合は「交付決定通知」、認められなかった場合は「交付却下通知」が届きます。

- 交付決定通知後、指定口座へ振込まれます。

【申請窓口】

国保総合保健施設綾南 えがお （☎876-2525） または

国保総合保健施設綾上 いきいきセンター（☎878-2212）

（毎週月～金曜日 8:30～17:15） 但し12月29日～1月3日、祝祭日は除く

【助成額について】

予防接種に実際に要した費用と香川県内委託医療機関で接種した際に綾川町が助成する予防接種費用のいずれか少ない額とします。